

予防接種の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について（報告）

予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価については、対象人数や取扱者数及び評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づく「しきい値判断（※）」の結果に基づき、「基礎項目評価及び重点項目評価」を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務が追加されることにより、対象人数が30万人以上となるため、「しきい値の変更」により「基礎項目評価及び全項目評価」を実施することとなりました。

重点項目評価書と全項目評価書の違いについて

- ・住民等の意見聴取（パブリックコメント）を実施し、第三者点検を行う
- ・特定個人情報を取り扱う根拠やその妥当性に係る記載項目の増加
- ・より詳細なリスク対策（アクセス権限の管理方法、ログ・記録方法、管理体制）を記載

（※）しきい値判断とは

対象人数	特定個人情報ファイルの取扱者数	過去1年以内の重大事故の有無	必要となる評価の種類
30万人以上	—	—	基礎項目評価 +
10万人以上 30万人未満	500人以上	—	
	500人未満	有	基礎項目評価 +
1万人以上 10万人未満	500人以上	—	
	500人未満	有	基礎項目評価
1,000人以上 1万人未満	—	—	
1,000人未満	—	—	実施が義務付けられない

2. 今後のスケジュールについて（予定）

- 令和3年9月1日 パブリックコメントの実施  
～10月1日 （実施方法の周知）広報ふなばし（9月1日号に掲載予定）、  
市ホームページ
- 令和3年10月 パブリックコメント集計結果の公表  
第三者による点検（船橋市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問・答申）
- 令和3年11月 個人情報保護委員会（国の第三者機関）に評価書を提出・公表